## 「納税猶予の特例適用の農地等該当証明書 証明願」 必要書類一覧表

書類	部数	備考
納税猶予の特例適用の	2部	・市環境政策課で配布します。
農地等該当証明書 証		・申請者は納税猶予を受ける方です。
明願		・押印漏れがないようご注意ください。
		・表の「農地又は採草放牧地の所在」の最後の地番の下に「以
		下余白」と記入してください。
		・その他、両面の記載事項を確認の上、記入してください。
案内図	1 部	・証明する農地等の位置がわかる図面(住宅地図等)です。
		・区域を赤線で表示してください。
土地登記事項証明書	1部	・3ヶ月以内に発行された最新のものをお持ちください。
(全部事項証明書)		・原本と写しを1部ずつお持ちください。
		(確認後に原本はお返しします。)
公図の写し	1部	・3ヶ月以内に発行された最新のものをお持ちください。
		・原本と写しを1部ずつお持ちください。
		(確認後に原本はお返しします。)
		・証明する農地等の区域を赤線で表示してください。
委任状	1部	・申請を委任する場合に必要です。

- ※ 後日、電話連絡いたしますので、申請時に電話番号をお伝えください。
- ※ その他、必要に応じて書類を提出していただく場合があります。

## 【注意点】

- ・受付日時 市役所開庁日時と同じ(休日窓口除く)
- ·受付窓口 第二庁舎4階環境政策課
- ・発行期間 申請手続き後、証明書の発行までに1週間程度かかります。
- ・発行方法 受理してから1週間程度で、電話連絡いたします。環境政策課で納付書をお渡しします ので、手数料をお支払い後、証明書を発行いたします。発行するものは証明書1部です。 (その他の提出書類は市役所控えとなります。)
- ・手 数 料 証明事項1件につき300円
- 郵送受付 不可
- ・その他 申請する農地又は採草牧草地が11筆以上ある場合は、追加で「納税猶予の特例適用 の農地等該当証明書 証明願」2部をご用意し、記入してください。

生産緑地指定後に分筆などが行われた場合には、指定時からの土地の経緯がわかる書類(土地登記事項証明書)をお持ちください。

土地区画整理法による仮換地指定を受けている場合は、別途書類が必要になる場合がありますので、市環境政策課にお問い合わせください。

## 問合せ先

小金井市環境部環境政策課縁と公園係 電 話 042-387-9860